

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通關		第6章 通關	
第3節 一般輸入通關		第3節 一般輸入通關	
(他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略)		(他法令による許可、承認等の確認) 70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (同左)	
別表第1		別表第1	
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	輸入の規制に関する条項
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)
ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ツ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ)～(ツ) (同左)
(ヌ)農薬取締法 (昭和23年法律第82号)	<u>第3条第1項</u> 《農薬の登録》	(1) 輸入物品が <u>第2条</u> 《定義》に規定する農薬である場合には、 <u>第3条第9項</u> の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」又はその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において証明した登録票の写しに原本の記載と相違ない旨を証明したもの又はその写し (2) 輸入物品が <u>第34条</u> 《外国	<u>第2条第1項</u> 《農薬の登録》
		(1) 輸入物品が <u>第1条の2</u> 《定義》に規定する農薬である場合には、 <u>第2条第3項</u> の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」又はその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において証明した登録票の写しに原本の記載と相違ない旨を証明したもの又はその写し (2) 輸入物品が <u>第15条の2</u>	(同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
(+) ~ (ム) (省略)	(省略)	<p>製造農薬の登録》に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、同条第6項において準用する<u>第16条</u>《製造者及び輸入者の農薬の表示》に規定する表示がされていることを当該輸入物品に明示されていることの確認</p> <p>(3) 輸入物品が「<u>農薬取締法第3条第1項の登録を要しない場合を定める省令</u>」(平成15年農林水産省・環境省令第2号)で定める物品である場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し (省略)</p>	(+) ~ (ム) (同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)	